

令和6年度特定健康診査のご案内

■「特定健康診査」（特定健診）とは・・・

40歳から74歳までの方を対象としたメタボリックシンドロームに着目した健診で、医療保険者にその実施が義務付けられています。

対象者は？

- ・令和7年3月末時点で40歳以上74歳以下の方です。
封書宛名の方が対象者となります。

健診内容は？

【検査必須項目】

- ・体側（身長・体重・腹囲）
- ・尿検査（糖・蛋白・潜血）
- ・問診（特定健康診査項目）
- ・血液検査（肝機能検査・B型肝炎ウイルス・脂質・痛風・腎機能・膵臓・糖尿病・末梢血一般）
- ・血圧測定
- ・診察

自己負担は？

- ・本組合が全額負担するので、自己負担はありません。
但し、【検査必須項目】に1項目でも欠落がある場合は、全額実費負担※となりますので、ご注意ください。

（※妊娠により腹囲等の必須項目が受診できない場合はこの限りではありません。また、後日、健診日以前まで遡って被保険者資格を喪失された場合も、費用は全額実費負担となります。）

受診方法は？

- ・別紙の日程表をご確認の上、該当の会場で受診してください。
- ・受診票は各事業所宛てに事前にお送りします。



- 特定健診の検査項目は上記【検査必須項目】の通りですが、本組合の集団健診では、組合員の場合、労働安全衛生法に基づく健診項目（胸部レントゲン検査など）が無料で追加されます。

- がん検診等のオプション検査を同時に受けることができます。（自己負担あり）

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合

毎年特定健診を受けて 健康寿命を延ばしましょう！

「特定健康診査」「特定保健指導」とは、メタボリックシンドロームに着目した健診を受けていただき、その結果、生活習慣病の発症のリスクがあり、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、生活習慣を見直すサポートを実施するものです。

特定健診・特定保健指導を受けるメリット

①生活習慣病の予防と早期発見

・生活習慣病は自覚症状が表れにくいですが、心筋梗塞など命に関わる重大な病気を引き起こす恐れがあります。定期的な受診が、生活習慣病の予防と早期発見に繋がります。また、当組合では特定健診と一緒にがん検診も受けることができます。

②将来の医療費を抑える

・生活習慣病が重症化すると、医療費が増大し、将来、家計を圧迫する可能性があります。病気を予防、早期発見することが未来の自分が支払う医療費を抑えることに繋がります。

③専属保健師による健康相談を利用できる

・特定保健指導とは別に、健診受診者を対象とした組合専属保健師による保健相談等を行っています。対象者へ直接連絡をいたしますので、是非この機会をご活用ください。(特定保健指導は健診委託機関が担当します。)

④所属支部へのインセンティブ補助金

・当組合では、各支部の特定健診・特定保健指導の実施率等を評価し、その評価に基づいて「保健増進事業補助金」を支給しています。

⑤保険料の引き下げに繋がる

・特定健診・特定保健指導の受診者が増え、被保険者が健康になることで、前期高齢者納付金(組合が国へ払う拠出金)の抑制や医療費の適正化がなされ、保険料の引き下げに繋がります。



健診当日に特定保健指導初回面談を受けた方へ

クオカード 1,000 円分 &

体重計 をプレゼントします！

Bluetooth でスマホ
と連携できる！



健診当日、特定保健指導対象者と判定された方は、その場で特定保健指導の初回面談を受けることができます(一部健診会場を除く)。面談は15~30分程度で済み、後日改めて面談の機会を設ける手間を省くことができます。

対象者の方には個別に担当者からご案内しますので、ぜひご利用ください。ご利用いただいた方には、クオカード1,000円分とCARADAアプリとも連携可能な体重計*をプレゼントいたします。

(スマホをご持参されていれば、その場で一緒に各種設定を行うこともできます。)

※過去に特定保健指導を受けて体重計を受け取ったことがある方は対象外です。